

区民委員会報告資料

令和6年1月18日

報告事項件名	頁
1 ワーク・ライフ・バランス推進制度見直しの進捗状況について・・・・・・・・・・	2
2 男女参画プラザ講座実施委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果に ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3 ギャラクシティ大規模改修工事開始時期の延期について・・・・・・・・・・	9
4 郷土博物館展示部分改修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
5 足立区における高齢者の孤立死の現状について・・・・・・・・・・・・・・・・	18

(地域のちから推進部)

区民委員会報告資料

令和6年1月18日

件名	ワーク・ライフ・バランス推進制度見直しの進捗状況について																			
所管部課名	地域のちから推進部多様性社会推進課																			
内容	<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定事業については、制度運用開始から10年が経過し、関連する法律や社会状況の変化を踏まえ、令和5年度は新規募集を停止して制度の見直しを行っている。 現時点における制度の見直しの進捗について報告する。</p> <p>1 課題（令和5年2月28日 区民委員会 情報連絡で報告済）</p> <p>(1) 現在の認定手法（労働条件審査・企業へのヒアリング等）だけでは、企業の労働条件の安全性を担保していくことが困難である。</p> <p>(2) 男女共同参画社会実現のためのワーク・ライフ・バランス推進制度であるが、区との契約のために、実態が伴っていないにもかかわらず3つ星認定を希望する事業者もいる。</p> <p>(3) 国の類似制度の登録を目指すまでのステップアップ支援等、多様な人が働きやすいよう取り組む企業を表彰する等、企業のPRにもつながる制度が必要である。</p> <p>2 見直しのポイント及び効果</p> <p>(1) 変更の多い労働関係の法制度などの講習会を受講することを要件とする。</p> <p>(2) 企業におけるワーク・ライフ・バランスに関する取組内容が客観的にわかるよう、数値化したチェック方式により明確化する。</p> <p>(3) 研鑽を積みワーク・ライフ・バランスの環境整備を行う企業の人材確保や定着率向上につながる制度とする。</p> <p>(4) 区や企業が取り組み内容を公表することで、企業の信頼やイメージアップにつながるものとする。</p> <p>3 見直し概要（案）</p> <table border="1" data-bbox="454 1697 1423 2112"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>現行</th> <th>見直し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">制度内容</td> <td>認定</td> <td>登録</td> </tr> <tr> <td colspan="2">対象</td> <td>300人以下の中小企業</td> <td>企業規模の制限なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">申請時手続き</td> <td>取組内容の評価</td> <td>文章で記述</td> <td>設問を細分化し、チェック方式による明確化（一定基準をクリア）</td> </tr> <tr> <td>労働法関連</td> <td>社労士による一部の労働関係等の法的書類審査</td> <td>検討中</td> </tr> </tbody> </table>	項目		現行	見直し	制度内容		認定	登録	対象		300人以下の中小企業	企業規模の制限なし	申請時手続き	取組内容の評価	文章で記述	設問を細分化し、チェック方式による明確化（一定基準をクリア）	労働法関連	社労士による一部の労働関係等の法的書類審査	検討中
項目		現行	見直し																	
制度内容		認定	登録																	
対象		300人以下の中小企業	企業規模の制限なし																	
申請時手続き	取組内容の評価	文章で記述	設問を細分化し、チェック方式による明確化（一定基準をクリア）																	
	労働法関連	社労士による一部の労働関係等の法的書類審査	検討中																	

項目	現行	見直し
インセンティブ	<p>【PR】</p> <p>① 企業の取組みをPR</p> <p>【契約関連】</p> <p>② 指定管理者制度の業者選定時の加点</p> <p>③ 施工能力審査型総合評価方式による競争入札時の加点</p> <p>④ 公募型プロポーザル方式による業者選定時の加点</p> <p>【資金】</p> <p>⑤ 足立区中小企業融資（一般事業資金）の金利優遇</p> <p>⑥ 中小企業融資における信用保証料の一部補助</p> <p>【機能向上】</p> <p>⑦ 専門家派遣</p> <p>【施設利用】</p> <p>⑧ 男女参画プラザ貸出施設の無料利用</p> <p>⑨ 生涯学習施設・スポーツ施設の使用料減額</p> <p>⑩ あだち産業センター交流室の無料利用</p> <p>【研修】</p> <p>⑪ 研修講師無料派遣（出前講座）</p> <p>⑫ ビジネスマナー研修</p> <p>⑬ 労働条件セミナー</p>	左記内容も含め検討中

4 現認定企業の状況

認定期間が終了するまで現サービスを継続し、順次、登録制度への切り替えを案内していく。

認定期間	企業数
令和3年～令和6年	11社
令和4年～令和7年	89社
令和5年～令和8年	32社

※ 認定期限は各年11月30日まで

5 今後の方針

- (1) 令和6年度から新制度周知・募集開始する。
- (2) 登録企業への応援サービスについて、ワーク・ライフ・バランスを推進するうえで効果的なサービスを検討していく。
- (3) 制度確定後、議会報告のうえ区内企業へ周知を行う。

区民委員会報告資料

令和6年1月18日

件名	男女参画プラザ講座実施委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について
所管部課名	地域のちから推進部多様性社会推進課
内容	<p>男女参画プラザ講座実施委託プロポーザル選定委員会におけるプロポーザル方式による審査の結果、以下の事業者を契約の相手方として特定したので、次のとおり報告する。</p> <p>1 業務名 足立区男女参画プラザ講座実施委託</p> <p>2 業務目的、内容 (1) 業務目的 男女共同参画社会実現のために区民の意識啓発を図るとともに、地域等において、受講者自身の積極的な社会への参画を促進するために必要な情報やノウハウを提供することを目的とする。 (2) 業務内容 年間20講座の企画、講師の選定、チラシ作成、当日の運営等</p> <p>3 特定した相手方 (1) 事業者名 株式会社生活構造研究所（代表者 塚田 修二） (2) 所在地 千代田区麴町二丁目5番地4</p> <p>4 申込事業者数 3事業者</p> <p>5 現在の受託者 特定非営利活動法人ジェンダー平等L a b o t a</p> <p>6 提案価格 7, 546, 000円（税込）</p> <p>7 業務期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※ 履行状況が良好な場合に限り、最長2回まで（令和9年3月31日まで）契約を更新することができる。</p>

8 特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント

- (1) 男女共同参画の推進としては、対象を広げて啓発していくことが重要であるという趣旨を踏まえ、様々な開催場所を検討し、定員や参加対象を幅広く提案している。
- (2) 区、国等の計画をよく理解している。
- (3) 提案書が見やすく作成されているため、講座で使用する資料の調製力を期待できる。

9 特定までの経緯

- (1) 公募期間 令和5年8月22日（火）から9月5日（火）まで
- (2) 選定委員会

ア 委員会開催状況

	開催日	内容	審査事業者数
第1回	8月8日（火）	募集要項や評価項目等の確認	—
第2回	10月18日（水）	第一次選考（提案書提出者の選定：書類選考）	3事業者
第3回	11月22日（水）	第二次選考（事業者の特定：プレゼンテーション、ヒアリング、提案書の審査）	2事業者

イ 委員構成（計5名）

種別	氏名	役職等
学識経験者	【委員長】 石 阪 督 規	埼玉大学 キャリアセンター長・教授（社会学）
区民委員	片 野 和 恵	女性団体連合会会長
	高 祖 常 子	特定非営利活動法人 ファザーリングジャパン理事
区職員	依 田 保	地域のちから推進部長
	松 本 令 子	学校運営部 学務課長

ウ 審査項目及び審査結果

別紙1「男女参画プラザ講座実施委託 提案書提出者選定結果（第一次）」及び別紙2「男女参画プラザ講座実施委託 提案書特定結果（第二次）」のとおり。

10 今後のスケジュール（予定）

令和6年4月1日 契約締結

男女参画プラザ講座実施委託 提案書提出者選定結果 (第一次)

業務名						
足立区男女参画プラザ講座実施委託						
項番	評価内容		配点	株式会社生活 構造研究所	A者	B者
	評価項目	評価の視点				
1	経営規模 (10%)	経営規模は妥当か	50	50	50	20
2	業務 遂行力 (25%)	【業務遂行体制は妥当か】 専門職員の所属状況（サポート 体制）を評価する	50	40	46	20
3		【業務遂行体制は妥当か】 ①配置担当者の適正を評価する ②専任性があるか評価する	75	66	66	33
4	瑕疵 担保力 (10%)	瑕疵に対する責任をとれるか	50	42	34	20
5	業務執行 技術力 (50%)	当該業務を遂行するための基本 的な知識を有しているか	100	88	84	44
6		類似業務の経験、実績があるか	150	138	138	60
7	社会的 貢献度 (5%)	社会的貢献及び地域的貢献の取 り組みはあるか	25	17	17	15
合 計			500	441	435	212
区内業者 (10%加算)				加算なし	加算なし	加算なし
総 計				441	435	212

※B者は6割に満たないため非選定

男女参画プラザ講座実施委託 提案書特定結果 (第二次)

業務名							
足立区男女参画プラザ講座実施委託							
項番	評価内容			配点		第一順位	第二順位
	評価項目	評価の視点			株式会社生活構造研究所	第二順位事業者	
					得点	得点	
1	業務の理解度 (20%)	業務遂行に当たる基本的な知識、理解は十分か		50	100	40	44
2		①足立区の施策内容を理解しているか ②国・都・他自治体の動向に精通しているか		50		40	38
3	提案内容の的確性 (40%)	実施手順は妥当か		50	200	40	38
4		業務内容は妥当か		75		54	54
5		①創造的であり、実現可能な提案内容か ②講師の人選は適切か		75		60	57
6	コスト (5%)	提案内容に対してコストは妥当か		25	25	21	20
7	安全管理 (10%)	①感染症等の危機管理及び緊急時における対応等のリスク管理 ②個人情報漏洩防止対策は適切か		50	50	40	36
8	内部情報伝達 (10%)	発注者の依頼内容を的確に理解し、手戻りやミスを防止できるか		50	50	40	42
9	説得力 (5%)	説明力 説得力 論理性		25	25	20	18
10	資料調製力 (10%)	作成力 わかりやすさ 正確性		50	50	44	38
合 計				500	500	399	385
区内業者		区内に本店があり、業務区域が区内である(5%加算) 区内に本店があり、業務区域が区外である(4%加算) 区内に支店があり、業務区域が区内である(3%加算) 区内に支店があり、業務区域が区外である(2%加算) それ以外加算なし				加算なし	加算なし
総 計						399	385

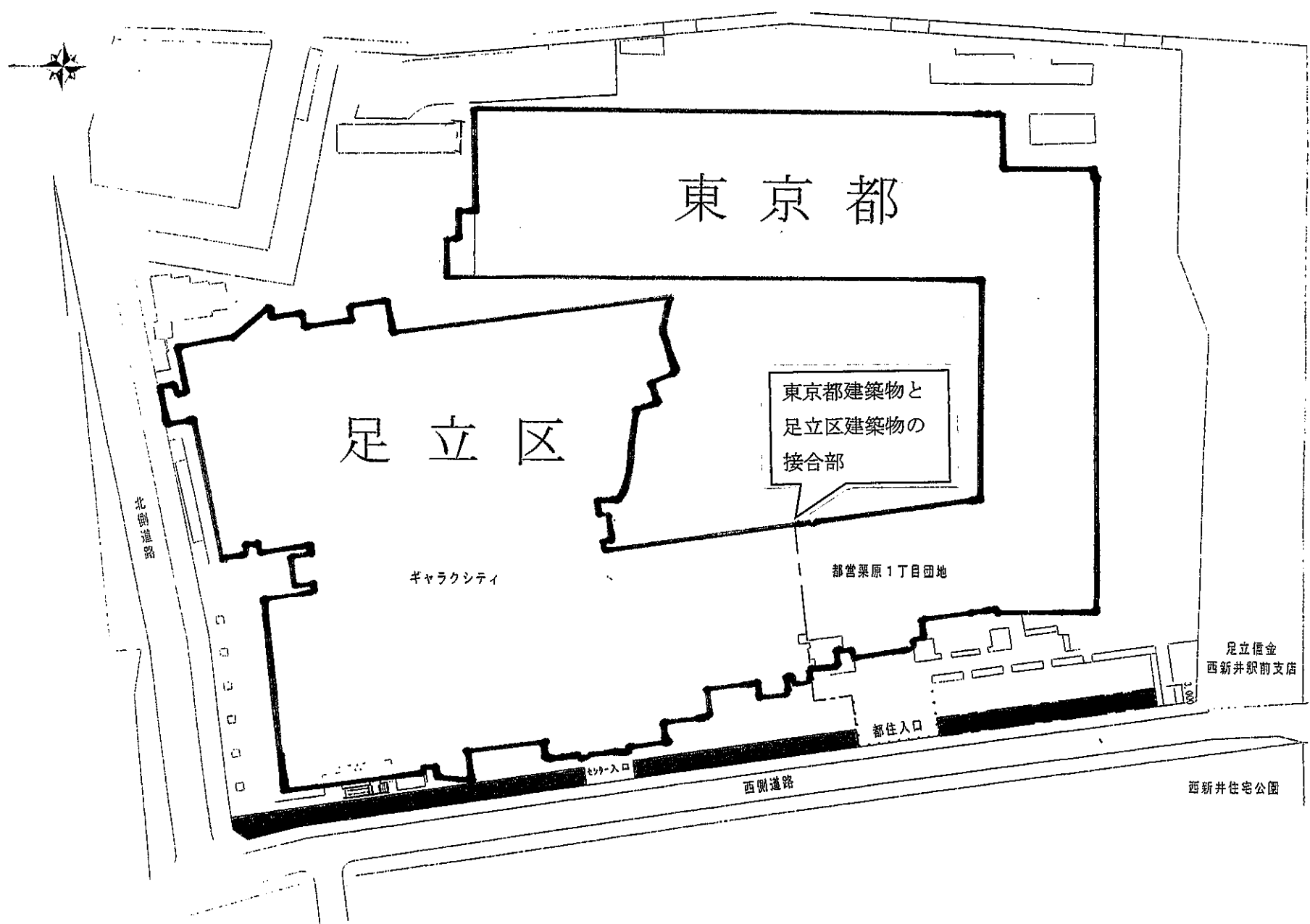
区民委員会報告資料

令和6年1月18日

件名	ギャラクシティ大規模改修工事開始時期の延期について																		
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課 施設営繕部西部地区建設課																		
内容	<p>令和7年4月から予定していたギャラクシティの大規模改修工事について、工事開始時期を延期する必要が生じたため、次のとおり報告する。</p> <p>1 延期する理由</p> <p>(1) 令和6年3月のギャラクシティ用地の土地賃借契約更新 ア 東京都から、都営住宅の建替え判断を行うため、契約期間を、これまでの30年から20年へと変更する旨、打診があった。 イ 都営住宅と建物が一体となっていることから、ギャラクシティの運営方針について再検討が必要になった（別紙3参照）。</p> <p>(2) 西部地区建設課で施設改修に向けた調査委託業務を実施したところ、施設の大部分の設備等が老朽化していることが判明し、改修規模の拡大が必要であることが明らかになった。</p> <p>(3) 当初計画から大幅な変更となり、工事経費の大幅な増額が見込まれることから、必要な工事を精査する必要がある。</p> <p>2 スケジュール・期間等</p> <p>(1) 工事期間、休館期間及びギャラクシティの営業期間</p> <table border="1" data-bbox="472 1272 1425 1610"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後（予定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事期間</td> <td>令和7年4月から 令和9年3月まで</td> <td>令和9年4月から 令和12年3月まで</td> </tr> <tr> <td>休館期間</td> <td>令和7年4月から 令和9年3月まで</td> <td>令和9年3月から 令和12年4月まで</td> </tr> <tr> <td>営業期間</td> <td>令和7年3月まで</td> <td>令和9年2月まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 指定管理者について</p> <p>ア 現指定管理者の指定期間は令和7年3月31日に終了する。 イ 令和6年度中に、令和7年4月から令和9年3月までを指定期間とする指定管理者を新たに公募し、プロポーザル方式による選定を行う。</p> <table border="1" data-bbox="472 1870 1425 2024"> <thead> <tr> <th></th> <th>現指定管理者</th> <th>新たに公募</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定期間</td> <td>令和7年3月まで</td> <td>令和7年4月から 令和9年3月まで</td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後（予定）	工事期間	令和7年4月から 令和9年3月まで	令和9年4月から 令和12年3月まで	休館期間	令和7年4月から 令和9年3月まで	令和9年3月から 令和12年4月まで	営業期間	令和7年3月まで	令和9年2月まで		現指定管理者	新たに公募	指定期間	令和7年3月まで	令和7年4月から 令和9年3月まで
	変更前	変更後（予定）																	
工事期間	令和7年4月から 令和9年3月まで	令和9年4月から 令和12年3月まで																	
休館期間	令和7年4月から 令和9年3月まで	令和9年3月から 令和12年4月まで																	
営業期間	令和7年3月まで	令和9年2月まで																	
	現指定管理者	新たに公募																	
指定期間	令和7年3月まで	令和7年4月から 令和9年3月まで																	

3 問題点・今後の方針

- (1) 工事内容の精査を確実にいき、最善な計画を作成していく。
- (2) 工事の延期を施設利用者や関係団体等に、丁寧に説明していく。
- (3) 令和7年4月以降の指定管理者の選定を滞りなく実施するため、事業者幅広く呼び掛けていく。



環状7号線

区民委員会報告資料

令和6年1月18日

件名	郷土博物館展示部分改修について	
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課	
内 容	郷土博物館の展示部分改修について報告する。	
	1 改修の概要	
	(1) 展示部分改修業務委託期間	
	令和5年12月から令和7年3月まで	
	(2) 主な改修内容	
展示部分改修 (展示ケース等)	担当所管 地域文化課 (郷土博物館)	主な改修内容 展示ケース等の制作及び設置
(3) 大規模改修工事について (参考)		
ア 予定工事期間		
令和5年6月から令和6年9月まで		
イ 主な工事内容		
大規模改修工事 (設備)	担当所管 東部地区建設課	主な工事内容 ① 屋根、外壁、建具、内装及び外塀(庭園周囲を除く)等の施設改修 ② 空調設備、給排水衛生設備、電灯設備及びそれぞれに付随する電気設備改修 ③ 常設展示の一部撤去
2 展示部分改修の詳細について		
(1) 改修イメージ		
別紙4のとおり		
(2) 展示スペースの増設		
ホールに可動式ガラスケースを設置し、美術資料等の展示数を増やす。		

(3) エアタイトケースの導入

企画展示室のガラスケースを美術対応のものとし、その一部にエアタイトケースを導入する。

※ エアタイトケースは温湿度管理により展示資料の保護が可能で、国重要文化財クラスの資料展示には必須条件となる。

(4) 展示物の移設等

ア 第一展示室

シアター1010前で展示している千住宿模型を修繕し、再設置する。

イ 第二展示室

子ども向けの作業台を設置するなど、子ども向けメニューに柔軟な対応をとれるようにする。

(5) 常設展示の一部撤去

施設改修時に撤去が必要で、耐用年数（10年～15年）を迎えるため廃棄する。なお、ア及びイについては第二展示室にて写真パネル展示を行う。また、ウについては2階ギャラリーにて写真パネルの展示、復元模型内に展示していた昭和時代の家具・家電等は第二展示室での展示を行う。

ア 肥溜め (14年経過)

イ チューリップフレーム (14年経過)

ウ 都営住宅復元模型 (14年経過)

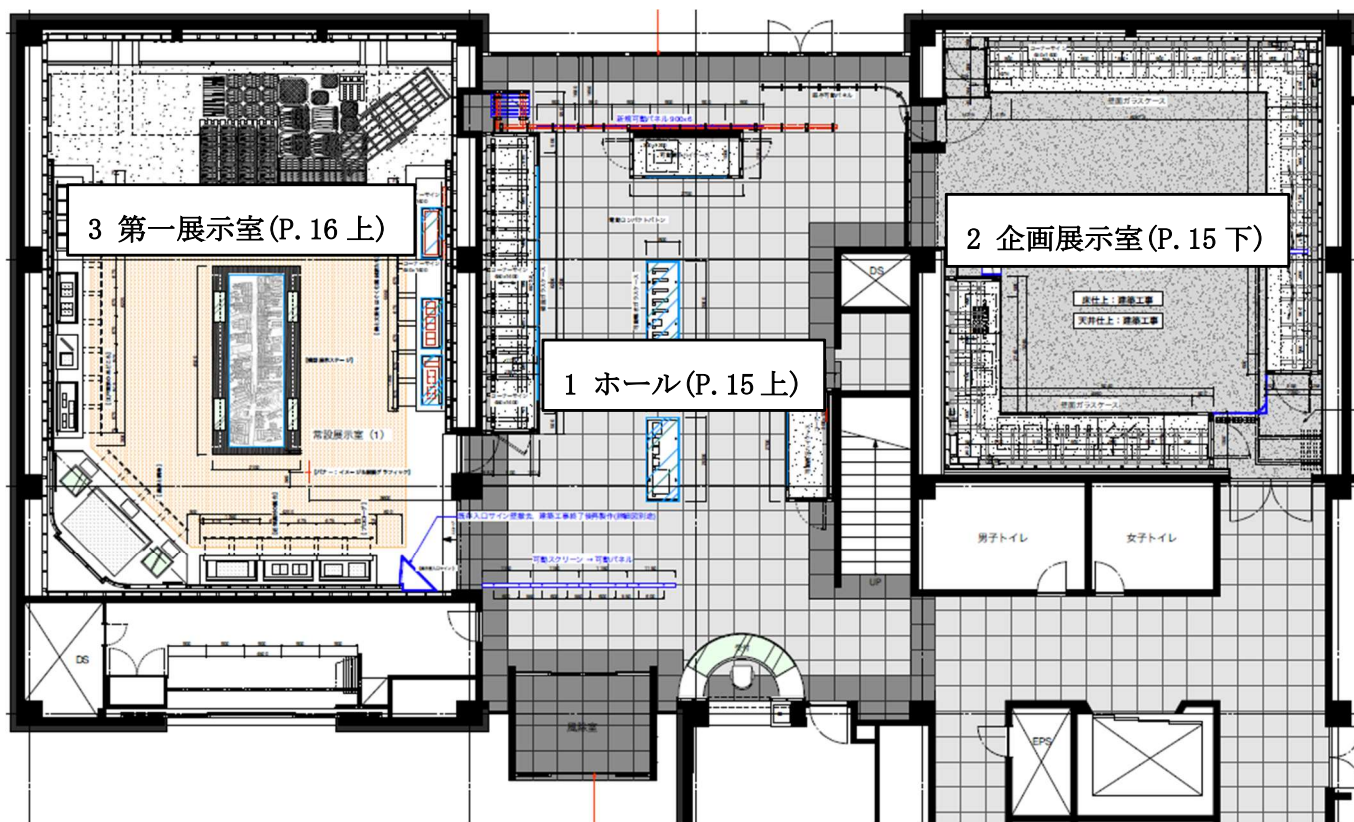
3 今後の方針

令和7年度のリニューアルオープンに向けて展示内容の詳細を検討する。

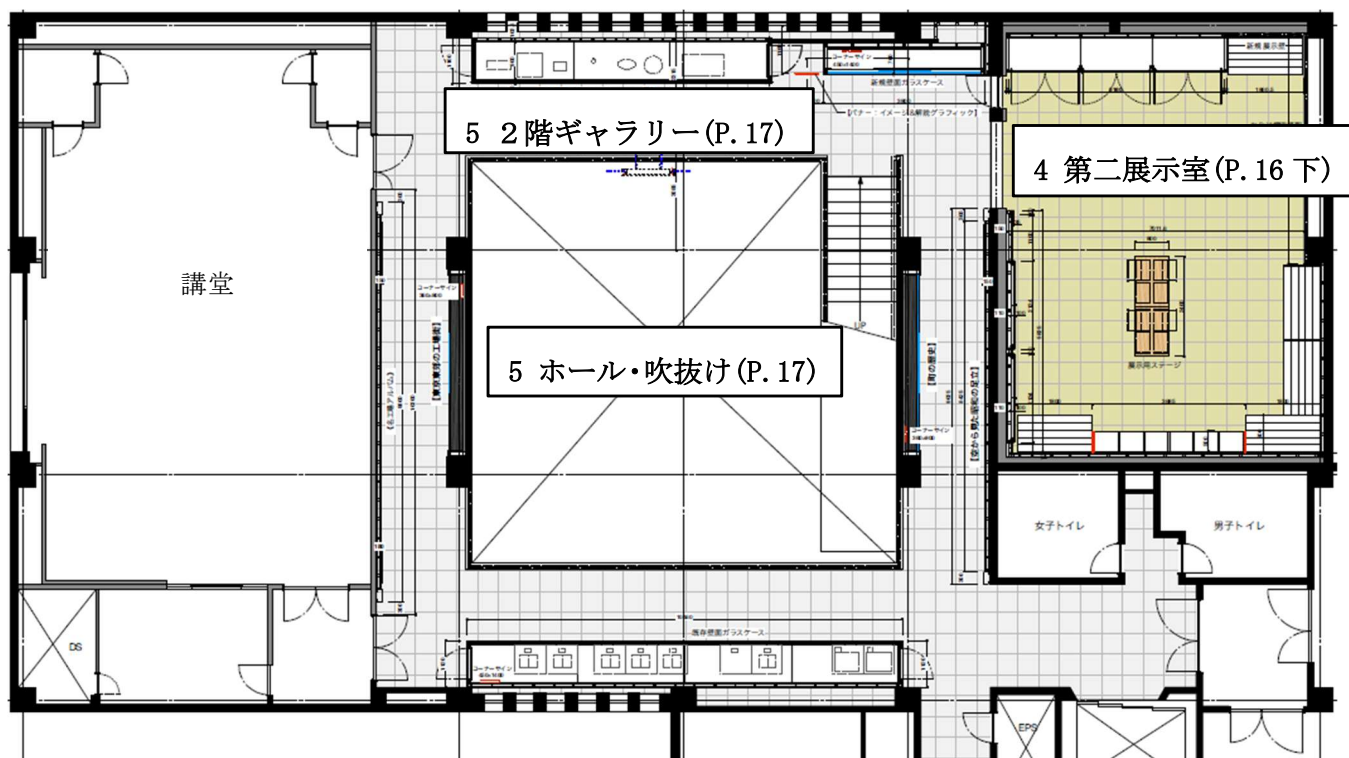
イメージパース

【見取り図】

1階



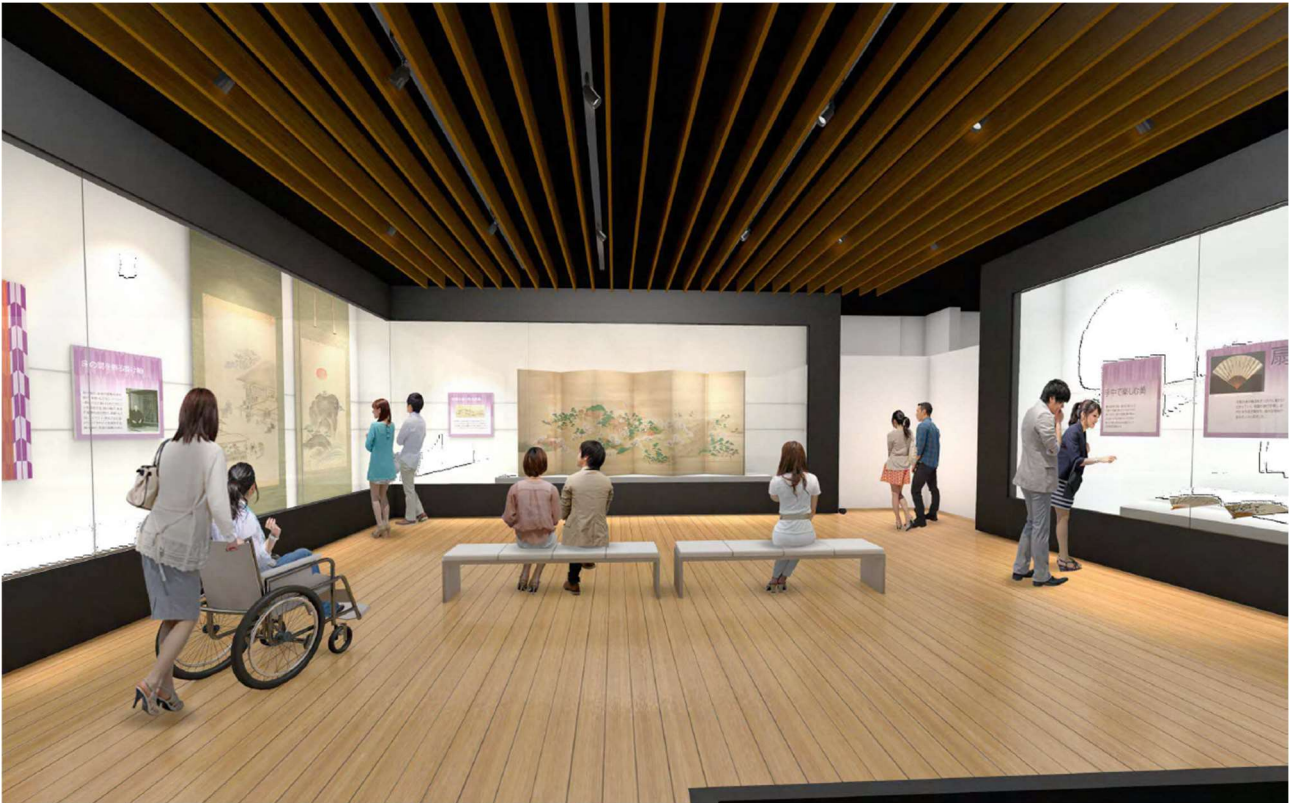
2階



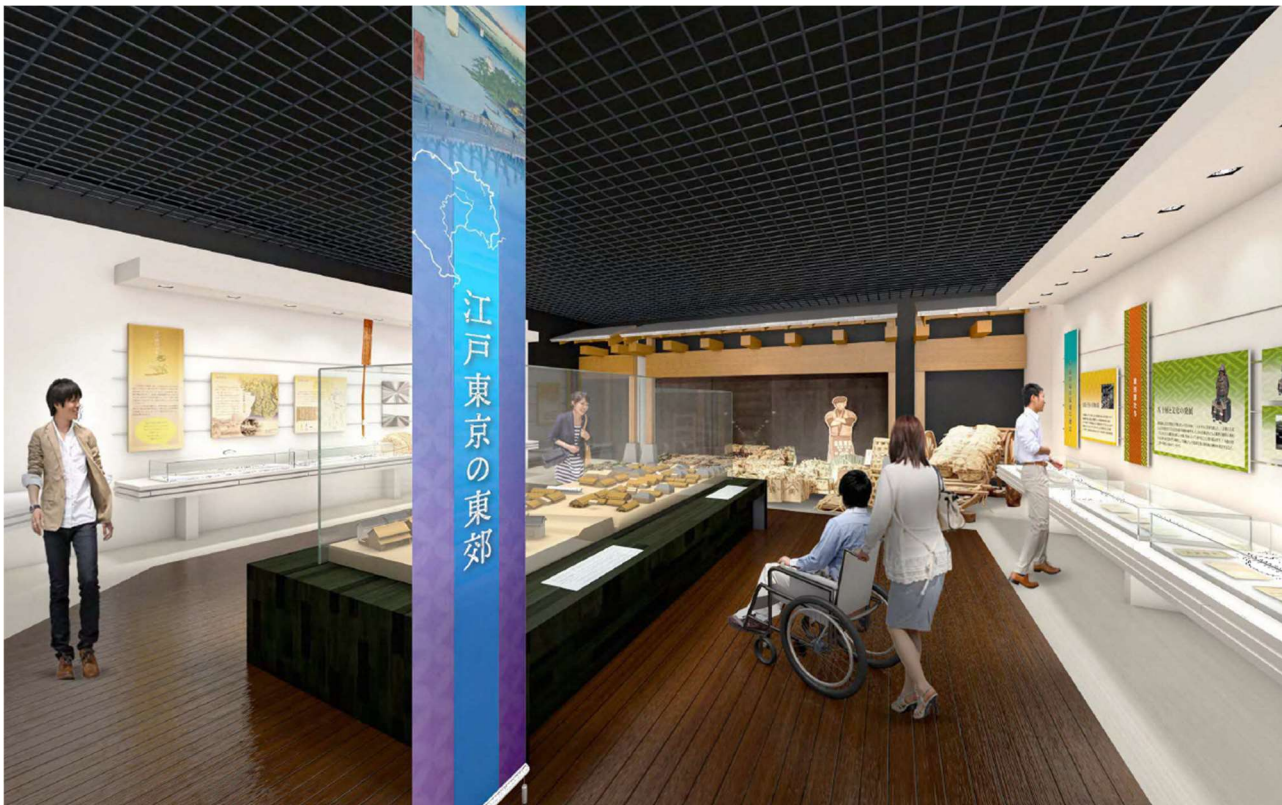
1 ホール（美術資料の常設展示）



2 企画展示室（収蔵資料と展覧会のテーマ毎の展示）



3 第一展示室（常設展示－江戸時代以降の足立区の歴史展示）



4 第二展示室（常設展示－生活資料展示）



5 2階ギャラリー及びホール（足立区の歴史と文化をテーマ毎に展示）



区民委員会報告資料

令和6年1月18日

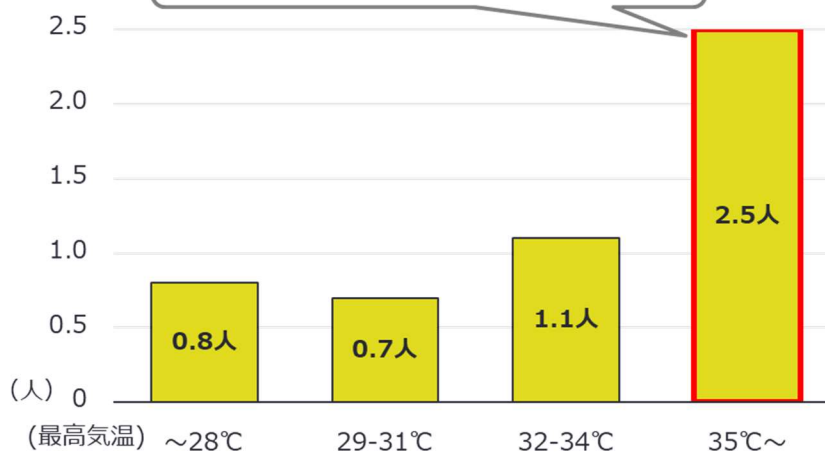
件名	足立区における高齢者の孤立死の現状について																																														
所管部課名	地域のちから推進部絆づくり担当部長付絆づくり担当課																																														
内容	<p>東京都監察医務院から提供があった令和4年の高齢者孤立死データ（平成28年～令和4年）を、別添資料1「足立区の高齢者孤立死データ分析結果」のとおりまとめたので報告する。</p> <p>なお、孤立死の定義は「<u>単身者が自宅で死亡した場合</u>」とする。</p> <p>1 集計結果の主な概要</p> <p>(1) 令和4年の高齢者孤立死数は427人で前年より96人（29%）増加、平成28年以降最大</p> <table border="1" data-bbox="395 840 1369 1232"> <thead> <tr> <th></th> <th>孤立死数 (人)</th> <th>孤立死増加率 (対前年)</th> <th>高齢者人口 (人)</th> <th>単身高齢者 人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年</td> <td>282</td> <td></td> <td>165,910</td> <td>51,583</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>270</td> <td>-4.3%</td> <td>168,323</td> <td>53,564</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>336</td> <td>+24.4%</td> <td>169,994</td> <td>55,268</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>349</td> <td>+3.9%</td> <td>170,890</td> <td>56,858</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>384</td> <td>+10.0%</td> <td>171,378</td> <td>58,285</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>331</td> <td>-13.8%</td> <td>171,715</td> <td>59,636</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>427</td> <td>+29.0%</td> <td>169,573</td> <td>60,733</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 性別ごとの1万人当たりの男性の孤立死リスクは女性の2.8倍</p> <div data-bbox="483 1395 1300 1982"> <p style="text-align: center;">性別ごとの1万人当たり的高齢者孤立死者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>性別</th> <th>1万人当たりの高齢者孤立死者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>31.3人</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>11.1人</td> </tr> </tbody> </table> </div>		孤立死数 (人)	孤立死増加率 (対前年)	高齢者人口 (人)	単身高齢者 人口(人)	平成28年	282		165,910	51,583	平成29年	270	-4.3%	168,323	53,564	平成30年	336	+24.4%	169,994	55,268	令和元年	349	+3.9%	170,890	56,858	令和2年	384	+10.0%	171,378	58,285	令和3年	331	-13.8%	171,715	59,636	令和4年	427	+29.0%	169,573	60,733	性別	1万人当たりの高齢者孤立死者数	男性	31.3人	女性	11.1人
	孤立死数 (人)	孤立死増加率 (対前年)	高齢者人口 (人)	単身高齢者 人口(人)																																											
平成28年	282		165,910	51,583																																											
平成29年	270	-4.3%	168,323	53,564																																											
平成30年	336	+24.4%	169,994	55,268																																											
令和元年	349	+3.9%	170,890	56,858																																											
令和2年	384	+10.0%	171,378	58,285																																											
令和3年	331	-13.8%	171,715	59,636																																											
令和4年	427	+29.0%	169,573	60,733																																											
性別	1万人当たりの高齢者孤立死者数																																														
男性	31.3人																																														
女性	11.1人																																														

(3) 夏季の最高気温が35℃以上で孤立死リスクは2.8倍

最高気温別の平均人数/日

最高気温35℃以上の日は平均2.5人
最高気温35℃未満の日は平均0.9人

35℃未満と比較して孤立死リスクは2.8倍

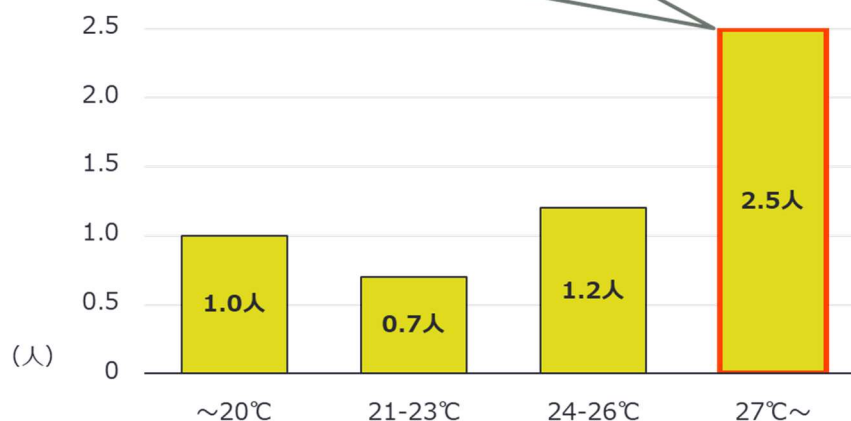


(4) 夏季の最低気温が27℃以上で孤立死リスクは2.5倍

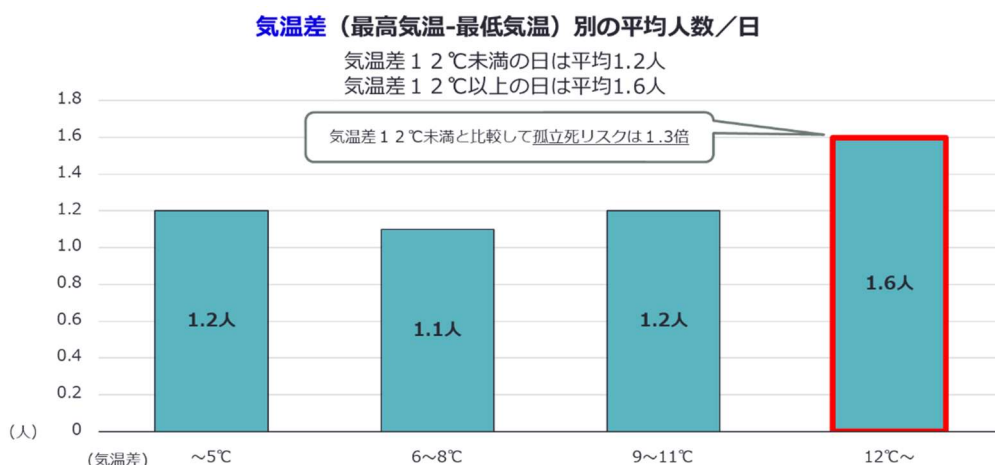
最低気温別の平均人数/日

最低気温27℃未満の日は平均1.0人
最低気温27℃以上の日は平均2.5人

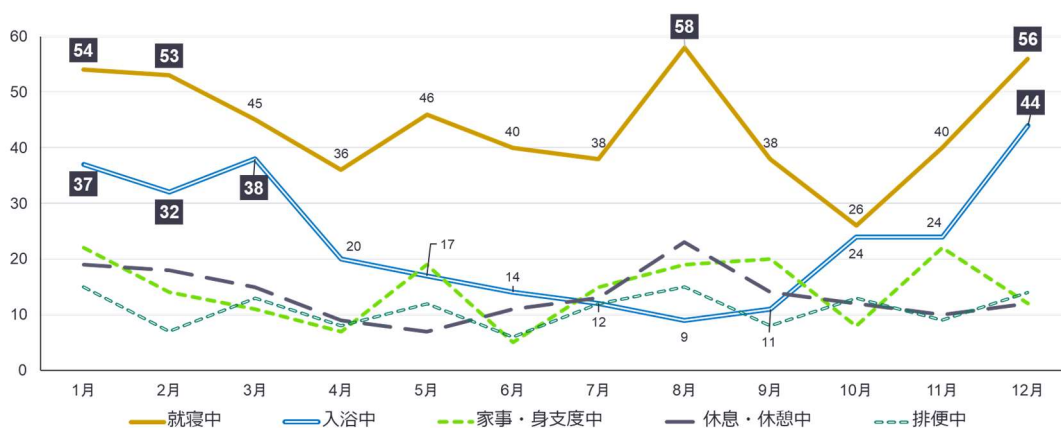
27℃未満と比較して孤立死リスクは2.5倍



(5) 冬季の1日の気温差が12℃以上で孤立死リスクは1.3倍



(6) 死亡直前の状況別では、「就寝中」は特に夏季と冬季が、「入浴中」は冬季から春季に孤立死リスクが高まる



2 今後の取り組み

(1) 絆のあんしんネットワーク連絡会や地域包括支援センター、町会・自治会等の関係機関に対して本分析結果を共有し、周知・啓発を進めるとともに、男性の孤立を防ぐため、サロン活動や自主グループ立ち上げ等の働きかけを行っていく。

また、孤立死が増加する夏季・冬季の見守りの強化を依頼していく。
 さらに、区民に対しても広報等で直接的に周知・啓発を進めていく。

(2) ビューティフル・パートナーとして出展するイベントなどにおいて、引き続き協力員の登録を広く呼びかけることで、若い世代などによる新たな気づきの目を増やしていく。

(3) 環境政策課（エアコン購入費補助金）、建築防災課（浴室暖房設置工事費助成）、衛生管理課などの関係所管と連携し、より効果的な孤立死対策について検討していく。